

提案基準 18

(旧) 住宅地造成事業に関する法律に基づく住宅地造成事業が完了した土地において行う開発行為

(旧) 住宅地造成事業に関する法律に基づく住宅地造成事業が完了した土地において行う開発行為に係る提案基準は、申請の内容が次の各項に該当するものとする。

基準の内容

- 1 申請地は、(旧) 住宅地造成事業に関する法律による認可を受け住宅地造成事業が完了した区域内であること。ただし、開発に伴い整備が必要とされる公共施設の土地については、これを含むことができる。
- 2 当該申請に係る建築物の用途は、専用住宅であること。
- 3 申請地内において区画の分割、統合又は分割統合を行う場合に、1 宅地は 150 平方メートル以上とすること。
- 4 建築物の敷地は、4メートル以上の幅員の道路に接すること。
- 5 政令第 29 条の 9 各号に掲げる区域（災害の防止その他の事情を考慮して安全上支障がないと認められる区域を除く。）を含まないこと。

留意点

- 1 (旧) 住宅地造成事業に関する法律に基づく住宅地造成事業は、良好な住宅地の造成を確保することが目的とされていることからその趣旨を尊重し計画すること。
- 2 開発に伴い新たに築造する公共施設の土地の部分は、本市の管理に属することが確実なものであること。
- 3 基準の内容 5 については、「提案基準（共通）災害危険区域等に係る取扱い」を参照すること。（本内容は令和 6 年 7 月 1 日から施行する。）